

豊能町商工会加入、加入金規約

- 第1条 この規約は、定款第10条(加入)により当商工会の加入、加入金に関する事項を規約するため、本規約を定める。
- 第2条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。
- 第3条 本商工会の会員たる資格を有する者で本商工会に加入しようとする者は、加入申込書を提出しなければならない。
- 第4条 加入金の額は、5,000円とする。

附則

1. この規約は、本商工会の設立の日より施行し、昭和49年10月1日より適用する。
1. この規約は、昭和52年4月1日より適用する。
1. この規約は、昭和61年4月1日より適用する。

豊能町商工会会費規約

- 第1条 この規約は、定款第12条(会費)により当商工会の会費に関する事項を規約するため、本規約を定める。
- 第2条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。
- 第3条 本商工会の会員たる資格を有する者で本商工会に加入する者は、加入申込書を提出しなければならない。
- 第4条 賦課の方法は、口数制度とする。
- 第5条 会費の額は、月1口400円とする。但し、個人会費については、2口以上、法人会費については、5口以上保有するものとする。
- 第6条 会費は、毎年4月(4・5・6・7・8・9月分)と10月(10・11・12・1・2・3月分)の2回に分けて納入するものとする。

附則

1. この規約は、本商工会の設立の日より施行し、昭和49年10月1日より適用する。
1. この規約は、昭和52年4月1日より適用する。
1. この規約は、昭和54年4月1日より適用する。
1. この規約は、昭和61年4月1日より適用する。
1. この規約は、平成2年4月1日より適用する。